

県南地域でそばを栽培し販売していた申立人の風評被害に伴う販売価格の下落による営業損害について、直接請求手続においては、原発事故前のそば1俵の基準単価につき、販売単価を示す資料がない年については、令和元年の市場単価に基づき推計した上で、事故前3年間の平均額である9659円とし、かかる基準単価と令和元年の販売単価6000円との差額に、申立人の平成22年当時の販売数量を乗じた額が損害額とされたが、これを算定し直し、原発事故前の基準単価につき、販売単価を示す資料がない年については、平成22年の市場単価に基づき推計した上で、事故前3年間の平均額である1万9955円とし、かかる基準単価と令和元年の販売単価6000円との差額に、申立人の令和元年の販売数量を乗じた額を損害額とし、平成31年1月から令和元年12月までの逸失利益が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

営業損害

期間

令和元年1月1日から同年12月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計20万9325円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し

て別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年8月11日

（仲介委員 田中 昭人）